

忘れずに！子ども手当の申請と現況届

4月から子ども手当が始まりました。まだ申請していない人は、子育て支援課で早めに手続きをしてください。

支給対象者 0歳から中学校修了までの子どもを養育している人

所得制限 なし

支給額(子ども一人当たり) 月額13,000円

※対象者には、4月にお知らせを送付しています。

※公務員の方は、勤務先に申請してください。



◆現況届が必要です◆

現況届の提出が必要な人には、今月上旬に書類を送付します。

期限までに提出がない場合は、受給することができません。

提出期限 30日(水)まで

対 象 次のいずれかに該当する人

① 3月31日現在、児童手当を受給していた人で、引き続き子ども手当を受給している人

② 3月中に児童手当の申請を行い、子ども手当を受給している人

※4月以降新たに認定請求書を提出した人は除きます。



問い合わせ先 子育て支援課(☎0848⑦6045 ㊟0848④2130)

浄化槽法定検査を必ず受けましょう

トイレの排水や生活排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を設置・管理している人には、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

【保守点検と清掃】

専門業者による定期的な点検と清掃を、毎年法律で定められた回数以上行い、その記録を3年間保存してください。

【法定検査】

県が指定した機関による検査で、浄化槽が正常に機能し、汚水が十分浄化されているかを確認するために不可欠なものです。法定検査は、次の表の内容により実施されます。

検査名	対象	回数	種類	指定検査機関
7条検査 (水質の検査)	すべての新設浄化槽	初回のみ	ガイドライン検査 (環境省が示した86項目の検査)	広島県環境保全センター (☎082・849・6411)
11条検査 (定期検査)	11人槽以上	毎年1回		
	10人槽以下	5年に1回	効率化検査 (ガイドライン検査を一部軽減した検査)	広島県浄化槽維持管理協会 (☎082・546・2168)
		5年に4回		

●浄化槽の設置・使用開始・管理者変更・廃止などの手続き

浄化槽を設置・廃止した場合や、管理者が変更になった場合などは、環境政策課で手続きをしてください。なお、建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請の受付窓口で手続きをしてください。

●小型浄化槽設置補助の手続き

小型浄化槽を設置する場合には、補助制度があります。金額や対象地域など、詳しくは環境政策課に問い合わせてください。なお、大和地域は、市が浄化槽を設置する制度があります。詳しくは、大和支所産業建設課(☎0847③0229)へ問い合わせてください。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848⑦6166 ㊟0848⑦6199)